

## 総合グラウンド利用料金

## 1 庭球場・プール・陸上競技場・運動広場・アーチェリー競技場

## ①利用料金

## (1) 市民(市内の団体)が利用する場合

区分		利用料金			
庭球場		1面1時間につき 340円			
プール	50メートル	専用利用 50メートルプール1時間につき5,960円			
	25メートル	25メートルプール1時間につき3,450円			
徒渉池		個人利用 1人1回高校生(中等教育学校の後期課程の在学を含む。)及び一般 500円 1人1回小学生及び中学生(中等教育学校の前期課程の在学を含む。) 200円 1人1回幼児 120円 個人利用回数券(11枚綴) 高校生(中等教育学校の後期課程の在学を含む。)及び一般 5,000円 小学生(義務教育学校の前期改定の在学を含む。)及び中学生(中等教育学校の前期課程及び義務教育学校の後期課程の在学を含む。) 2,000円 幼児 1,200円			
ウォータースライダー		1人3回につき 100円			
陸上競技場(補助競技場を含む。)	専用利用	競技場		1時間につき	
		営利を目的としない場合	営利を目的とする場合		
		体育・スポーツに利用する場合	入場料等を徴収しない場合	3,140円	
		体育・スポーツに利用する場合	入場料等を徴収する場合	6,290円	
		体育・スポーツ以外に利用する場合	入場料等を徴収しない場合	6,290円	
		体育・スポーツ以外に利用する場合	入場料等を徴収する場合	12,570円	
		営利を目的とする場合		25,180円	
		メインスタンド(第1会議室、第2会議室及び第3会議室の利用を除く。)		1利用につき	
		営利を目的としない場合	営利を目的とする場合		
		体育・スポーツに利用する場合	入場料等を徴収しない場合	3,670円	
		体育・スポーツに利用する場合	入場料等を徴収する場合	7,330円	
		体育・スポーツ以外に利用する場合	入場料等を徴収しない場合	7,330円	
		体育・スポーツ以外に利用する場合	入場料等を徴収する場合	14,670円	
		営利を目的とする場合		29,330円	

個人利用	競技場	1人1回につき 200円 回数券(11枚綴) 2,000円
	メインスタンド (観客席のみ)	1時間につき 520円
	研修室	1室1時間につき 210円
	第1会議室	1室1時間につき 210円
	第2会議室	1室1時間につき 210円
	第3会議室	1室1時間につき 260円
	第1ミーティングルーム	1室1時間につき 310円
	第2ミーティングルーム	1室1時間につき 310円
	第1ミーティングルーム 及び第2ミーティング ルームの同時利用	2室1時間につき 520円
運動広場	ソフトボール利用	1面1時間につき 530円
	サッカー利用	全面1時間につき 740円 半面1時間につき 530円
	その他の利用	全面1時間につき 740円 半面1時間につき 530円
アーチェリー競技場		専用利用1時間につき 380円 個人利用1人1回につき 190円

(2) 市民以外の者（市外の団体）が利用する場合

区 分		利用料金			
庭球場		1面1時間につき 450円			
プール	50メートル	専用利用 50メートルプール1時間につき5,960円			
	25メートル	25メートルプール1時間につき3,450円			
	徒渉池	個人利用 1人1回高校生（中等教育学校の後期課程の在學生を含む。）及び一般 680円 1人1回小学生及び中学生（中等教育学校の前期課程の在學生を含む。） 270円 1人1回幼児 170円 個人利用回数券（11枚綴） 高校生（中等教育学校の後期課程の在學生を含む。）及び一般 6,800円 小学生（義務教育学校の前期改定の在學生を含む。）及び中学生（中等教育学校の前期課程及び義務教育学校の後期課程の在學生を含む。） 2,700円 幼児 1,700円			
ウォータースライダー		1人3回につき 100円			
陸上競技場（補助競技場を含む。）	専用利用	競技場	1時間につき		
			営利を目的としない場合	体育・スポーツに利用する場合	入場料等を徴収しない場合 入場料等を徴収する場合
			体育・スポーツ以外に利用する場合	入場料等を徴収しない場合 入場料等を徴収する場合	6,290円 12,570円
			営利を目的とする場合		25,180円
	専用利用	メインスタンド（第1会議室、第2会議室及び第3会議室の利用を除く。）	1利用につき		
			営利を目的としない場合	体育・スポーツに利用する場合	入場料等を徴収しない場合 入場料等を徴収する場合
			体育・スポーツ以外に利用する場合	入場料等を徴収しない場合 入場料等を徴収する場合	7,330円 14,670円
			営利を目的とする場合		29,330円
個人利用	競技場	1人1回につき 200円 回数券（11枚綴） 2,000円			
	メインスタンド（観客席のみ）	1時間につき 700円			
	研修室	1室1時間につき 280円			
	第1会議室	1室1時間につき 280円			
	第2会議室	1室1時間につき 280円			

	第3会議室	1室1時間につき 350円
	第1ミーティングルーム	1室1時間につき 420円
	第2ミーティングルーム	1室1時間につき 420円
	第1ミーティングルーム 及び第2ミーティング ルームの同時利用	2室1時間につき 700円
運動広場	ソフトボール利用	1面1時間につき 710円
	サッカー利用	全面1時間につき 990円 半面1時間につき 710円
	その他の利用	全面1時間につき 990円 半面1時間につき 710円
アーチェリー競技場		専用利用1時間につき 380円 個人利用1人1回につき 250円

## 備考

- 1 運動広場を陸上競技場の補助グラウンドとして利用する場合は、陸上競技場の利用料金のみを徴収するものとする。
- 2 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）以下の学校団体その他市長が定める団体が高校生（中等教育学校の後期課程の在學生を含む。次項において同じ。）以下を参加対象者として主催する行事で市レベルの規模以上のものに係る利用については、規定の利用料金の半額とする。
- 3 個人利用のうち高校生以下の利用については、規定の利用料金の半額とする。ただし、プール、陸上競技場メインスタンド、研修室、第1会議室、第2会議室、第3会議室、第1ミーティングルーム及び第2ミーティングルーム利用の場合を除く。
- 4 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、これを1時間として計算する。
- 5 規則に規定する利用時間以外の時間に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に2割を加算した額とする。ただし、陸上競技場の専用利用のメインスタンド（第1会議室、第2会議室及び第3会議室の利用を除く。）には適用しない。
- 6 やむを得ない理由により休場日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に2割を加算した額とする。

## ②照明料金

区 分	単 位	照明料金
運動広場	1面につき30分まで	1,930円
庭球場	1面につき30分まで	230円
陸上競技場(練習)	1人30分まで	50円
陸上競技場(専用)	30分まで	520円
アーチェリー場	2灯30分まで	24円
	全灯30分まで	106円

※アーチェリー場の照明料金については、設定を行うが料金はアーチェリー協会がすべて負担するため料金表には記載しない

## ③器具利用料金

器具名	単位	1日につき
コインロッカー(陸上競技場)	1回	50円

## ④冷暖房代(コインタイマー方式) (100円硬貨専用)

施設名		単価	
庭球場	休憩室	1時間	100円
	運営室	1時間	100円
プール	大会運営室	1時間	100円
アーチェリー競技場	クラブハウス	1時間	100円
陸上競技場	ミーティングルーム	20分	100円
	会議室	1時間	100円
	放送室	1時間	100円
	役員室	1時間	100円
	研修室	1時間	400円

## ⑤その他

施設名	項目	単価	
庭球場 更衣室	コインシャワー	5分間	100円
陸上競技場 更衣室			

## 2 体育館

### ①利用料金

#### (1) 市民（市内の団体）が利用する場合

区 分		利用料金
練習 利用	バスケットボールコート	1面1時間につき 900円
	バレーボールコート	1面1時間につき 730円
	バドミントンコート	1面1時間につき 360円
	卓球台	1台1時間につき 230円
専用 利用	上記種目及び体育関係の行 事を開催する場合	午前9時から午後1時まで 4,840円
		午後1時から午後5時まで 4,840円
		午後5時から午後9時まで 4,840円

#### (2) 市民以外の者（市外の団体）が利用する場合

区 分		利用料金
練習 利用	バスケットボールコート	1面1時間につき 1,200円
	バレーボールコート	1面1時間につき 980円
	バドミントンコート	1面1時間につき 480円
	卓球台	1台1時間につき 300円
専用 利用	上記種目及び体育関係の行 事を開催する場合	午前9時から午後1時まで 4,840円
		午後1時から午後5時まで 4,840円
		午後5時から午後9時まで 4,840円

#### 備考

- 1 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）以下の学校団体その他市長が定める団体が高校生（中等教育学校の後期課程の在學生を含む。次項において同じ。）以下を参加対象者として主催する行事で市レベルの規模以上のものに係る利用については、規定の利用料金の半額とする。
- 2 練習利用のうち高校生以下の利用については、規定の利用料金の半額とする。
- 3 体育・スポーツ以外に利用する場合は、規定の利用料金の3倍額とする。
- 4 専用利用において、午前9時から午後9時までの時間以外の時間に利用する場合には、利用時間1時間までごとに規定の利用料金の1時間相当額に2割を加算した額を徴収する。
- 5 練習利用時間は、1時間を単位とする。ただし、管理運営上必要と認められる時間帯については、利用時間の単位を2時間とすることができる。
- 6 前項の場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。
- 7 やむを得ない理由により休館日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に2割を加算した額とする。

## ②照明料金

区 分	単 位	照明料金
全面全灯(56灯)	30分につき	430 円
全面半灯(28灯)		210 円
半面半灯(14灯)		105 円
6灯		45 円
4灯		30 円

## ③器具利用料金

区 分		単 位	利用料金	
体育館	拡声装置 (ワイヤレスマイク2本付き)	一式	1利用 につき	1,590円
	CDプレイヤー	一式		530円
	ダイナミックマイク	1本		310円
	コンセント	1個		210円
	電光得点表示板	1組		260円
	長机	1脚		50円
	椅子	1脚		10円

## ④冷暖房代(コインタイマー方式)

施設名	単 価	
体育館 休憩室	1時間	100円

## ⑤その他

施設名	項 目	単 価	
体育館 更衣室	コインシャワー	5分間	100円

### 3 野球場

#### ①専用利用料金、練習利用料金及びスコアボード利用料金

##### (1) 市民（市内の団体）が利用する場合

区分 種別	専用利用料金						練習 利用料金 1時間につき	スコアボード 利用料金 1時間につき	投球練習場 利用料金 1時間につき
	入場料を徴収しない場合			入場料を徴収する場合					
	半日	1日	夜間	半日	1日	夜間			
職業	18,060円	36,110円	18,060円	最高入場料 100人分	最高入場料 200人分	最高入場料 100人分	5,700円	2,650円	340円
一般	5,410円	10,810円	5,410円	最高入場料 25人分	最高入場料 50人分	最高入場料 25人分	1,430円	520円	160円
学生	2,700円	5,410円	2,700円	3,240円	6,470円	3,240円	710円	520円	70円

##### (2) 市民以外の者（市外の団体）が利用する場合

区分 種別	専用利用料金						練習 利用料金 1時間につき	スコアボード 利用料金 1時間につき	投球練習場 利用料金 1時間につき
	入場料を徴収しない場合			入場料を徴収する場合					
	半日	1日	夜間	半日	1日	夜間			
職業	18,060円	36,110円	18,060円	最高入場料 100人分	最高入場料 200人分	最高入場料 100人分	5,700円	3,510円	340円
一般	5,410円	10,810円	5,410円	最高入場料 25人分	最高入場料 50人分	最高入場料 25人分	1,430円	700円	160円
学生	2,700円	5,410円	2,700円	3,240円	6,470円	3,240円	710円	700円	70円

#### 備考

- 「半日」とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までの利用をいい、「1日」とは、午前9時から午後5時までの利用をいい、「夜間」とは、午後5時から午後9時までの利用をいう。
- 「最高入場料」とは、徴収する入場料のうち最高額のものを用いる。
- 「職業」とは、野球を業とする者をいい、「学生」とは、高校生以下の者をいい、「一般」とは、職業及び学生以外の者をいう。
- 第1項の場合において、利用時間が半日、1日又は夜間の利用時間に満たないときの利用料金は、それぞれ半日、1日又は夜間の利用料金を徴収する。
- 専用利用料金は、投球練習場の利用料金を含むものとする。
- 練習利用時間は、1時間を単位とし、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。
- 専用利用料金において、午前9時から午後9時までの時間以外の時間に利用する場合には、利用時間1時間までごとに規定の利用料金の1時間相当額に2割を加算した額を徴収する。
- やむを得ない理由で休場日に利用する場合は、規定の利用料金に2割を加算した額とする。

#### ②広告掲示利用料金

広告掲示場所	年間利用料金	
野球場グラウンド内壁ラバーフェンス	外野	1面につき 207,430円
	内野	1面につき 134,100円

#### 備考

- 1面の大きさは、縦1メートル、横8メートルとする。なお、1面の大きさがこれに満たない場合も1面と同額の利用料金を徴収する。
- 広告物は、太陽光や照明等に反射しないテープを利用し、企業名、商品名、商標又はキャッチ

フレーズをラバーフェンスに直接貼って表示する。

- 3 広告物の掲示期間（以下「掲示期間」という。）は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- 4 掲示期間が1年に満たないときの利用料金は、月割りをもつて算出し、1月に満たないときは、1月として算出する。
- 5 広告物の表示、補修及び原状回復に要する費用は、利用者の負担とする。

### ③ナイター照明料金

施設名	区 分	ナイター照明料金
野球場	全灯	30分あたり 1,360円
	減灯	30分あたり 870円

### ④冷暖房代(コインタイマー方式)

施設名	単 価	
報道関係室	1 時間	100 円
大会本部室	1 時間	100 円
審判控室	1 時間	100 円

#### 問い合わせ先

##### 総合グラウンド

指定管理者：公益財団法人 佐世保市スポーツ協会

電 話：管理事務所 0956-47-3125

陸上競技場 0956-48-2510

体 育 館 0956-47-2748

野 球 場 0956-47-4764